

記

(1) 職工七名解雇ハ取消ス

(2) 三月二十三日ヨリ向ニ三月間工場閉鎖ト爲シ

閉鎖中八日給ノ六割ヲ支給スル

(3) 第貳費用全額負擔ハ之ニ應シ難キニ付金ト

ニシテ支給スル

第五夜同日午後五時三十分ヨリ同所ニ於テ出席代表會見

ノ結果職工側ニシテハ工場主ノ誠意ヲ認メラレ

ニヨリ一同ニ諒ルヘシトテ協議ノ結果

(A) 閉鎖中ノ日給六割支給ハ五月二十八日ヨリ向

六十日間トセラレタシ

(B) 閉鎖以來(三月二十一日—二十七日)日給全額支拂

ハレタシ

(C) 第貳費用ハ工場主側ニテ實費負擔セラレタシ

(D) 六十日間工場閉鎖中ハ日雇トシテ他ニ雇ハル

ノ事ヲ前認サレタシ又閉鎖期間中退職歸國ス

ルモノハ六十日間ノ年費ヲ支給セラレタシ

以上ノ如ク両者ノ主張接近シ折衝ノ結果次記費

書ノ通圖滿解決セリ

覽書

一 新川ライト工業所押田七次郎ハ職工一同ト協

議合意ノ上昭和五年三月二十三日ヨリ向六十

日間休業ニ休業期間中八日給ノ六割ヲ給與シ

其ノ他一切ノ給與ヲ停止ス